

議案第40号

関市市民農園条例の一部改正について

関市市民農園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年6月3日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸自由農園、関市板取りフレッシュ農園、関市武儀楽らく農業学園及び関市上之保体験農園を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市市民農園条例の一部を改正する条例

第1条 関市市民農園条例（平成11年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表関市洞戸自由農園の項、関市武儀楽らく農業学園の項及び関市上之保体験農園の項を削り、同条第2項中「、関市洞戸自由農園及び関市上之保体験農園」及び「それぞれの」を削り、同条第3項を削る。

第3条第1項ただし書中「、関市洞戸自由農園、関市板取りフレッシュ農園及び関市上之保体験農園」を「及び関市板取りフレッシュ農園」に改める。

第8条中「（関市上之保体験農園を除く。）」を削る。

別表関市洞戸自由農園の項、関市武儀楽らく農業学園の項及び関市上之保体験農園の項を削る。

第2条 関市市民農園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表関市板取りフレッシュ農園の項を削る。

第3条第1項ただし書中「及び関市板取りフレッシュ農園」を削る。

別表関市板取りフレッシュ農園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年12月1日から施行する。